

対面式質疑応答（2回目）における質問・意見及び回答【最終報】

件名 尼崎市新図書館整備等事業に係る募集要項等について

【質問・意見】

No.	書類名称	頁	項目							質問・意見内容	回答
			第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
1	募集要項	2	第1	3	(1)					「建ぺい率の上限：12%」について、例えば新図書館（都市公園法施行令第6条第1項第1号該当）の建ぺい率が10%を超えるが、公衆便所、公園管理事務所等の「同項各号に規定する建築物のいずれにも該当しない建築物」もあわせた建ぺい率が12%以下である場合、建ぺい率に関する規定に適合しているといえるか。	国の法令解釈に基づき、例えば下記①及び②場合は適合していることとする方針です。（公募対象公園施設や滞在快適性等向上公園施設を設置する場合を除く。） 【前提】 ・都市公園法施行令第6条第1項第1号に規定する建築物の建ぺい率をAとする。 ・同第3号に規定する建築物の建ぺい率をBとする。 ・同第1項各号に規定する建築物以外の建築物の建ぺい率をCとする。 ①A>0かつB>0かつC>0の場合で、 A≤12%かつB≤12%かつC≤2%かつ（A+B+C）≤22%を満たす場合 ②A>0かつB=0かつC>0の場合で、 A≤12%かつC≤2%かつ（A+C）≤12%を満たす場合 【参考】 「都市公園法解説（改定新版）」（編著：国土交通省都市局公園緑地・景観課）P131
2	募集要項	12	第3	2	(1)	イ	(イ)			統括代理人の配置は開業準備期間（3年間）という認識でよいのか。運営期間中の業務はあるか。	募集要項P12に記載のとおり、統括代理人は設計期間に配置する設定であり、施工・運営期間中においては配置不要としています。
3	募集要項	12	第3	2	(1)	イ	(イ)	②		管理運営実績について、先の質問回答書（No.13）では、「契約期間継続中の案件については、5年以上継続しているもののみ実績として認める」との趣旨の貴市回答であったが、実施期間が5年に満たない案件ではあるが、毎年度発注者によるモニタリングにより、適正に業務履行状況が評価されている実績を有している場合は、要件を満たすこととして扱えないか。 現在の参加要件は、履行完了案件については、契約期間年数に係る条件が無いことも考慮して、前述の実績については、参加資格要件を満たす実績として認めていただけないか。	短期間での契約未履行等のあった受注案件を実績として認めない趣旨で先の回答としていましたが、管理運営に関する実績要件については、単年度契約による委託業務等と、5年程度が基本となる指定管理とで実績の取扱にアンバランス点がある設定となっていたことから、対面式質疑を踏まえて下記のとおり特例的に認める場合の条件を追加します。 「複数年度にわたる契約等による管理運営業務実績については、毎年度の発注者モニタリングの結果として、当該年度の業務履行が適切に実施されていることが確認できる場合に限り、契約期間未了の実績についても参加資格要件実績として認める場合がある。その場合、発注者モニタリング結果通知書等の毎年の発注者モニタリングにより業務履行が適切に実施されていることが確認できる証跡を合わせて提出すること。」
4	募集要項	12	第3	2	(1)	イ	(イ)	②	c	管理運営JVが総体として満たすべき要件のうち、「公園の同種施設に関する管理運営（維持管理を含む）の実績」について、協力企業により当該要件を満たす場合は「JVが総体として満たす」に該当するか。	協法力人による実績要件の取扱としては、設計法人については「対面式質疑応答結果（第1報）」のNo.4で協法力人の実績により要件を満たすことも可としています。管理運営法人については不明瞭なままであったため、募集要項を修正し、協法力人の実績により要件を満足することも可である旨を明記するとともに、それに伴い別冊3「提案様式集Word形式」の様式2-11を変更します。
5	募集要項	29	第3	5	(1)	イ	(イ)			令和8年度から年率4.1%上昇と仮定したと記載のある人件費について、収支計画上の指定管理料は、指定管理期間開始後も同率で上昇する前提か、開始時点の水準で固定として見込むべきか。	「4.1%」は、初年度の指定管理料の提案上限額の算定における仮定を示したものであり、実際の指定管理料は管理運営計画策定過程において協議により決定します。提案段階では、それぞれの提案内容に基づき適切に見込んでいただき、その考え方の妥当性等を評価する方針であり、そのため、指定管理料は定量評価の対象とはしていません。
6	別紙3 事業工程表／別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	-/42	第5	2	(9)					Park-PFI等の制度活用検討について、別紙3「事業工程表」では制度活用の意思決定・実施期間（事業者選定等）が令和12年度中には完了する記載となっているが、図書館や公園の工事期間とも重なる。図書館や公園の建設工事期間中に、民間収益施設等を建設する想定か。	必ずしも事業工程表に記載している期間において実施する意図ではなく、指定管理期間も含めて長期的視野で継続的に検討したいと考えています。記載のスケジュールは「例えばこの期間」という程度の意味とご認識いただいて構いません。
7	別冊1 要求水準書（設計業務編）	7	第3	2	(3)					公園設計について、具体的な成果物が詳細に規定されていないように思うが、一般的なものと考えればよいのか。	別冊1「要求水準書（設計業務編）」を修正するとともに、別紙として公園リニューアルに係る設計業務の成果物について記載した書類を追加公表します。
8	別冊1 要求水準書（設計業務編）	10	第4	1	(2)					大井戸公園北側の歩道やせせらぎ水路は大井戸公園の敷地内なのか、道路なのか図面上では明確ではないと認識している。認定道路幅員を市ホームページで確認すると12mとなっており、歩道と水景施設は一部この範囲内と思われるが、その部分は大井戸公園の敷地外と見なしてよいのか。境界線の目安をどう考えるべきか。	公園北側のせせらぎ水路は公園に属し、基本的には公園敷地内となります。設計範囲は歩道部分まで（車道は含まないが車道進入不可の趣旨ではない）としています。なお、対側道路境界の参考情報は、Webサイト「地図情報あまがさき」で確認可能です。 また、土地区画整理事業の換地図からも確認が可能であるため、換地図の閲覧などについては道路課でご確認ください。
9	別冊1 要求水準書（設計業務編）	10	第4	1	(2)	ウ				工事期間中も継続して確保すべき公園機能（トイレ・休憩施設等）や、閉鎖期間・場所の想定があれば伺いたい。	南西のグラウンド部分は、イベントや近隣保育園の運動会等での利用があり、使えない期間はできるだけ短くしたいと考えています。工事期間中も公園の一部を供用している間はトイレ（仮設可）は確保する想定です。

No.	書類名称	頁	項目						質問・意見内容	回答
10	別冊1 要求水準書（設計業務編）	12	第4	2	(5)	ア			新図書館は津波等一時避難場所に指定予定とあるが、構造に関する基準はあるか（木造は可か）。	津波等一時避難場所の要件は、「尼崎市地域防災計画」第3章第1節-2-(2)に記載のとおりとなっています。 参考： https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/002/279/R7honpen_3kai.pdf 「鉄筋コンクリート造り等」には鉄骨造も含まれますが、木造のものは基本的に該当しません。
11	別冊1 要求水準書（設計業務編）	12	第4	2	(5)	ア			津波等一時避難場所として求められる耐震レベルや動線・セキュリティの考え方は。	構造等の基準についてはNo.10の回答のとおりです。 「24時間開放可能」なものの例としては、破壊錠等を設けた屋外階段等により、屋外から屋上（3階以上）へ直接上がれるものなどが想定されます。
12	別冊1 要求水準書（設計業務編）	13	第4	3	(1)	ア	(ア)		「新図書館の計画延べ床面積は 4,000 m ² 程度」とあるが、4,000m ² からどの程度の乖離まで許容されるのか。	新図書館の計画延べ床面積が4,000m ² を超える場合の超過分の床面積は、その3%程度以下となるようご提案ください。（これを守らない場合に直ちに減点とする趣旨ではありません。）
13	別冊1 要求水準書（設計業務編）	20	第4	3	(1)	I			実施方針段階では「開架率（当初8割）」への言及があったが、実際の要求水準書ではその表現がなくなっている。蔵書の所管・展開を検討する際、開架率をある程度柔軟に扱ってよいか。また、公開書庫は必須要件か。	当初は開架率約8割の想定で進めていたが、対面式質疑等の中で、床面積・蔵書冊数との関係で窮屈な図書館になる恐れがあるとの意見もあったため、条件を緩和し提案でより良い図書館を目指す意図で変更しました。 貸出冊数の増加方を、開架率に拘りすぎずに提案してもらいたいという趣旨であり、公開書庫もその一つとして検討することとしていますが、必須要件ではありません。総合的に来館者や貸出冊数の増加につながる工夫の提案を求めるものです。 また、書庫の規模（100～150m ² ）についても、開架冊数などの提案内容にあわせて柔軟に考えて計画していただければ構いません。
14	別冊1 要求水準書（設計業務編）	21	第4	3	(1)	I			カフェ等のテナントが設置する厨房設備工事は民間事業者負担か。一次インフラと各事業者負担部分の区分は。	原則はテナント（事業者）負担とする想定です。ただし、施設トータルの運営に資する部分があれば柔軟に対応し得ると考えており、カフェ専用部分と閲覧室との共用部分は計画により変わるため、設計内容を踏まえて決定します。
15	別冊1 要求水準書（設計業務編）	27	第4	4	(1)	オ			「防災機能を強化するために必要な設備」の具体的なイメージは（防災倉庫・耐震性貯水槽・マンホールトイレ・かまどベンチ等）。	公園に設置するものとしては、かまどベンチやマンホールトイレ等を想定しており、大規模な貯水施設等は現時点で想定していません。 新図書館は津波等からの避難において水が引くまでの一次的な避難場所としての機能（トイレに困らないなど）を想定しています。
16	別冊1 要求水準書（設計業務編）	28	第4	4	(2)	ウ			南側道路との段差解消（バリアフリー）のため、質問回答書で「撤去不可」とされた石積み等の一部（6m幅程度の箇所）を撤去してよいか。	南側道路とのバリアフリー化は課題と認識しているため、募集要項等に係る「質問回答書」No.63の回答において「撤去不可」とした方針を見直し、公園へのアプローチのバリアフリー化に必要な最低限の範囲であれば、撤去する提案も可とします。
17	別冊1 要求水準書（設計業務編）	31	第4	4	(2)	リ			道路について、交通量調査結果があればご提示いただきたい。	交通量調査は未実施でデータ提供はできないため、計画に必要な場合は実施していただく想定です。現況の交通量は多くない（武庫之荘南部課区画第172号線は4種4級程度）と推測しています。
18	別冊1 要求水準書（設計業務編）／別紙3 事業工程表	31/-	第4	4	(2)	リ			大井戸公園の設計期間と並行して、武庫之荘南部区画第151号線（駅南線）の設計が予定されているが、公園の設計業務との調整が必要と思われる。関係者協議会にて調整することとなるか。	武庫之荘南部区画第151号線（駅南線）は、別紙3「事業工程表」に記載のとおり令和9年度の設計を予定しています。公園への動線上の道路であるため、関係者協議会を中心として、全体で調整しながら進めることになると考えています。
19	別冊1 要求水準書（設計業務編）	32	第5	1					事前調査として、現況測量調査は行わないという認識で良いか。	大井戸公園内の現況測量調査は実施済みですが、公園と道路の境界が未確定であるため、設計の中で必要が生じれば別途発注する想定です。
20	別冊1 要求水準書（設計業務編）	32	第5	2	(1)				市民ワークショップ等の開催回数を「3回程度」とした根拠は何か。回数を増やす提案は可能か。 また、ワークショップにおける既存施設利用者等の意見の取扱いや、リスクについてはどのような考えか。	庁内意思決定等の時間も考慮し、基本設計の期間内で意見を設計に反映できる限界として3回程度としたものであり、提案内容を踏まえて協議のうえ実施するため、回数に上限があるわけではありませんが、本市の意思決定の進め方上、あまり多くはできない可能性があります。 また、プロポーザルにおける提案内容がそのまま実現できるとは限らず、市民ワークショップ等で大きく変更を求められるリスクがある点にはご留意いただきたいと考えています。
21	別冊1 要求水準書（設計業務編）	32	第5	2	(1)				市民ワークショップ等の開催業務が設計業務編と管理運営等業務編の両方に記載されているが、主体・費用計上はどちらか。	主には設計法人の業務として位置づけているため、設計業務の対価の提案上限金額は、市民ワークショップ等の開催に係る費用を含めて算出しています。管理運営法人等は協力・サポートする趣旨で、双方の要求水準書に業務として記載しているものです。
22	別冊1 要求水準書（設計業務編）	35	第5	4	(5)	ア			基本設計段階からコストマネジメントを行うこととされているが、現実的なコストマネジメントを行うため、建設会社を協力企業に入れることを想定している。その場合、施工業務の入札参加資格の欠格要件に該当しないか。	募集要項P27に記載のとおり、協力企業であることをもって施工業務の請負事業者になる資格を失う設定とはしていないため、直ちに欠格要件に該当するわけではありません。 ただし、工事発注の予定価格を知り得る、或いは直接的に操作し得ると判断されるような業務を担った事業者については、入札参加資格を失う可能性があります。

No.	書類名称	頁	項目						質問・意見内容	回答
23	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	4	第3	1	(3)				貸館機能の休館日の想定はあるか。図書館機能の休日に稼働させることも可能か。	基本は図書館部分と同じになると想定していますが、近隣住環境への配慮・利用者の安全が守られ、セキュリティライン・動線が適切に設計できれば、図書館機能の停止日に貸館機能を稼働させる運用も可能と考えています。具体的には管理運営計画策定過程において協議により決定します。
24	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	15/23	第5	1	(1)	ア			「選書意見交換会」について、選書は中央図書館が主体とのことだが、北図書館側の意見はどの程度反映されているか。配本所の貸出サービス・配本の体制は。	選書は基本的に中央図書館が行いますが、2か月に1回の選書会議には北図書館の職員も参加し、意見交換のうえ、大きな方向性を決定しています（個別の本の選定は、より頻繁にコミュニケーションを取りながら逐次決定）。配本所等への配本（ピックアップ・回収・配架）は中央図書館のカウンター等業務委託の一環として委託しています。
25	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	15	第5	1	(1)	ア			指定管理者側から選書についてどの程度の権限・ダイナミックな提案が受け入れられるか。	選書については現行と同様に市が主体となり、北図書館側の意見を参考に決定する運用とする方針です。運用方法自体を選定事業者と相談しながら変えることも含め検討可能であり、提案があれば真摯に協議に応じますが、現時点で大きく変える予定はありません。
26	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	15	第5	1	(1)	イ			尼崎市図書館基本的運営方針で示されている貸出目標（市民1人当たり7冊、来館75万人等）に対し、北図書館単館としてどの程度を目標とすべきか。	目標は市全体のもので北図書館単館で7冊ではありません。現行の尼崎市図書館基本的運営方針は実施年度が概ね令和13年度までとなっており、達成年度・冊数の改定方針は現時点で確定していません。実際の運営状況を踏まえ市全体で考えていく意向です。
27	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	15	第5	1	(2)				大井戸公園や周辺の公共空間の活用による相乗効果の創出について、新トレビエや北図書館跡地等の具体的な施設整備の提案を求めるのか、それとも検討方法を提案するのか。どの程度の具体性・根拠が求められるか教えてほしい。	活用方法の検討支援（方向性・事業手法の提案）を主に想定しています。まちの将来像に沿った活用イメージと、実現に向けた課題を一緒に解決していくための方策を、提案してもらいたいと考えています。周辺エリア全体のプランニング・活性化に資する土地利用の方向性と、マーケティングや実績等に基づく根拠・リアリティのある体制を示してもらうことが重要と考えています。パートナーの関心表明等も含め、結論に至るプロセスのリアリティを示してもらいたいという趣旨です。
28	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	15	第5	1	(2)				トレビエ跡地の売却は想定されるか。	現時点でトレビエ跡地を売却する予定はなく、土地は市が所有したまま定期借地権の活用による、いわゆるリース方式等の採用が想定されると考えています。また、別の公共施設の移設による新トレビエとの複合化も想定されます。
29	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編） ／別冊3 提案様式集Word形式	19/様式6-8	第5	2	(1)	イ	(I)		収支計画において、公募時点では貸館部分の施設利用料金を見込まない前提でよいのか。複写サービス収入はどうか。	提案の前提を揃えるため、収支計画は利用料収入や複写サービス収入を見込まない前提で作成してください。利用料金制の採否は管理運営計画策定過程において協議により決定しますが、採用した場合のメリット等を含めた提案をしていただくことは可能です。
30	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編） ／別紙2-6	20/-	第5	2	(2)	ア			既存施設（北図書館・トレビエ）から移転する資料・備品の想定を教えてください。	北図書館からの移転を想定している図書資料や備品については、別紙2-6において提示済みです。トレビエの男女共同参画関連の図書資料等は新トレビエへ移転する想定です。現施設の備品の多くは新図書館では使用しない想定のため、移転に係る負担は軽微と考えています。
31	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	23	第5	2	(4)	イ			市内の図書館・配本所間の配送はどの程度の頻度で行っているか。また、学校との連携の実態としては、具体的にどのようなことを行っているか。	図書の配送は日曜以外は基本的に毎日行っており、1日1～2便で10か所のルートを回っています。学校とは図書館システムの連携はしていませんが、スタンプラリー的な貸出イベント等を実施しています。また、電子図書を令和7年から中学校で試行導入しており、全中学校への拡大を検討中です。
32	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	24	第5	2	(4)	オ			図書館ボランティア団体の活動の現状・課題と、図書館側の支援・民間への期待は。	図書館ボランティアは高齢化・後継者不足が課題となっています。育成のため年1～2回の講座（図書分類の学習、分館での実習）を実施し、読み聞かせ来場者に活動周知も行っています。また、分館の配架等を図書ボランティアに依頼しています。指定管理者となる事業者には、ボランティアの継承・育成・拡大につながる施策の企画立案等について、本市と一緒に取り組んでいただくことを期待しています。
33	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	25	第5	2	(4)	ク	(I)		カフェ等を誘致できない場合、当該期間の使用料を市へ支払うこととなるか。	行政財産使用許可は年単位で、年途中における使用許可の取り消しも可能です。取り消しの申出書は、取り消しを希望する日から一定の期間前（具体的な期間は個別に協議のうえ決定。）までに提出していただくこととしており、原則として取り消し日以降の使用料の支払は発生しません。
34	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	28	第5	2	(5)	カ	(ア)		図書館のシステム運用保守管理業務において、システムに詳しい職員の配置が必要か。	現状は中央図書館で一括契約しており、新図書館の専任担当者としては、高度なシステム関連知識が必須とは考えておりません。
35	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	33	第5	2	(6)	イ	(ア)	⑤	大井戸公園の維持管理について、休業日（年末年始等）も日常点検を行うべきか。公園トイレ清掃（1日2回以上）は年末年始も対応が必要か。	公園利用がある以上は、休業日も点検は行っていただく可能性があります。本業務は仕様発注ではなく性能発注であり、別冊2「要求水準書（管理運営等業務編）」のP33の表に記載の頻度は、あくまで求める水準の参考として示しているものです。事業者の創意工夫により効果的・効率的な方法・頻度を提案してよく、良好な維持管理状態を保つことを求める趣旨です。

No.	書類名称	頁	項目						質問・意見内容	回答
36	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	42	第5	2	(7)				ワークショップやエリアマネジメント関連の費用は今回の対価に含まれるか。	市民ワークショップ等の実施に係る費用については、設計業務の対価に含まれます。実際のエリアマネジメントに関する事業やそのために必要な調査等の費用は、基本的にDO業務の対価として含めていないため、個別協議により負担区分等を決定する想定です。
37	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	42	第5	2	(7)	1			公園東側の市道第172号線について、沿道関係者の車両アクセスを確保した上で、歩行者を優先する交通運用（時間規制・通行規制等）をまちづくりの提案として含めることは可能か。提案時点で実現が担保できない事項は審査上どう扱われるか。	提案は可能ですが、そうした提案を単独で評価して加点・減点する方針ではありません。まちづくりのコンセプト実現に寄与するような提案の一貫性を評価する趣旨で、選定基準を設定しています。 提案の中で実現可能性をどのように担保するか、例えば公安委員会や沿道関係者との調整を解決するための具体的方策などについては、評価視点となる可能性があります。
38	別冊2 要求水準書（管理運営等業務編）	42	第5	2	(9)				（募集要項等に関する質問回答書No.121に関連して）都市公園リノベーション協定制度について、管理運営法人が協定の相手方となる可能性があるか。	当該制度は、滞在快適性等向上区域内の事業者が公園を活用する趣旨で設計されていると解釈していますが、指定管理者が当該区域内事業者に該当しないとも限らないと考えています。また、例えば区域内事業者（現施設跡地活用主体を含む）と協力する形での制度活用はあり得ると考えています。 なお、事業実施主体は公園におけるまちづくり活動の実績を有している必要があります。
39	別紙2-6								北図書館の書架を新図書館へ転用することは可能か。	現在使用中の書架を転用することは現時点では想定していませんが、提案していただくことは可能です。
40	別冊3 提案様式集Word形式	様式2-7_添付資料提出確認書（決算報告書等）							構成員の中で、決算が6月末であるため各資料の提出が間に合わない可能性がある構成員は、2024年度から3年前までの資料の提出で問題ないか。	令和7年度分の決算報告書等の作成が間に合わない構成法人等については、代表法人に対して提出を求めている「業績予想や予想損益計算書など当期の経営状況がわかる資料」の令和7年度分を、その代わりに添付することとします。
41	別冊3 提案様式集Word形式	様式2-7_添付資料提出確認書 様式2-12_指定管理者指定申請書（財産目録、事業報告書）							応募グループの構成法人に、財産目録や事業報告書の作成が義務付けられておらず、作成していない構成員がいるが、提出は必須か。	財産目録については、募集要項等に係る「質問回答書」のNo.168の回答を参照してください。 事業報告書については、法人の事業内容や経営状況等を確認等の目的で提出を求めるものですが、法人の組織形態その他の事情により事業報告書を作成していない場合は、その理由を記載した書面を添付するとともに、当該書類に代えて法人の事業内容及び経営状況を確認できる資料を提出してください。
42	別冊3 提案様式集Word形式	様式2-10_設計法人に関する資格等							設計法人としての参加要件を協力法人も含めて満たす場合、協力法人に関する実績等については、どのように記載して提出すべきか。	対面式質疑応答を踏まえ、募集要項等に係る「質問回答書」のNo.19の回答から取扱を変更し、募集要項P16に掲げる設計法人の参加資格要件（第3-2-(2)-イ-(7)-①）のうち、c、d、fの要件については、協力法人で満たすことも可とします。募集要項を修正し、その旨記載します。 また、様式2-10が、協力法人の実績等により参加要件を満たす場合を想定した様式となっていないため、別冊3「提案様式集Word形式」を修正します。
43	別冊3 提案様式集Word形式	様式2-12_指定管理者指定申請書							事務所がテナント入居であり、水道料金が管理費に含まれ水道局の証明が出せない場合、何を提出すればいいか。 また、専有部の水道料金を個別に支払っておらず、共用部の水道料金が固定の管理費（共益費）に含まれることも明確に示すことが難しい場合はどういった書類を提出すべきか。	「水道料金等納付済証明書」が取得できず、滞納がないこと・別途水道料金を支払っていないことがわかる書類（ビル管理会社の契約証明等）が取得可能な場合は、その書類を提出してください。 いずれも取得できない場合は、その理由を記載した書面を添付してください。
44	別冊3 提案様式集Word形式	様式6-5（別紙1）_応募者の財務状況							様式6-5（別紙1）に添付することとなっている「法人税申告書」には機密事項が含まれるため、申告書様式の「別表1関係」のみの添付としてもらえないか。	様式6-5（別紙1）に添付する「過去3期の法人税申告書」は、申告書様式の「別表1関係」のみでも可としますが、そうした場合、審査の過程で必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。
45	別冊6 設計業務委託契約書（案）	1～2	第4条第2、3項						基本協定書（案）等の書類に記載の事項は、過去の細かい記載についても遡って対象となるのか。書類間で矛盾する記載がある場合の扱いはどうなるか。	時系列上、後に出た書類が優先され、矛盾する記載がある場合は後に出した方が優先する旨を各契約書（案）等において規定しています。
46	別添資料10								緑化・維持管理の数量表で、芝生刈取の位置が不明瞭な点を確認したい。	追加公表した別添資料10に不明瞭な部分（芝生刈取り156㎡等の該当箇所）があるため、分かりやすい資料に差し替えます。